

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に対応できる公正な経営システムの構築が重要な経営課題の一つと考えております。このような基本方針のもとに、迅速かつ確かな意思決定を図り、積極的に情報開示を行える経営体制構築に取り組んでおります。今後ともコーポレート・ガバナンスの充実を目指し、タイムリーディスクロージャーに取り組むことにより、株主等利害関係者に対する経営の透明性を高めていく所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
飯塚哲哉	2,228,200	18.06
有限会社豊人	1,950,000	15.80
個人株主	179,400	1.45
個人株主	160,900	1.30
個人株主	133,000	1.08
MSCO CUSTOMER SECURITIES	109,600	0.89
個人株主	100,000	0.81
第一生命保険株式会社	81,000	0.66
株式会社SBI証券	80,600	0.65
シリコンテクノロジー株式会社	77,700	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
舟田 饒	他の会社の出身者													
山口 修司	弁護士													
松岡 章夫	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舟田 饒				舟田饒氏は、半導体業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営全般の監視と適正な監査を実現する観点から、社外取締役として適任であると判断しております。 また、同氏と当社との間には特別利害関係はありません。当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」とであると判断し、独立役員として指定しております。

山口 修司				山口修司氏は、経営全般および弁護士としての専門的な見識を有しており、適正な監査を実現する観点から、社外取締役として適任であると判断しております。 また、同氏と当社との間には特別利害関係はありません。当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として指定しております。
松岡 章夫				松岡章夫氏は、税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、適正な監査を実現する観点から社外取締役として適任であると判断しております。 また、同氏と当社との間には特別利害関係はありません。当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会から内部監査部門所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。  
また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとし、その旨を当社グループの業務執行取締役および使用人に周知徹底を図っております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に監査の状況や結果について報告を受け、意見や情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。  
また、内部監査部門からは内部監査の結果および改善状況等について情報提供を受けております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のため必要に応じて新株予約権を付与しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のため必要に応じて新株予約権を付与しています。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員ごとの連結報酬等については、連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### a. 方針の内容及び決定方法

当社では、役員報酬等の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

(役員報酬等の決定に関する方針)

役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動と付加価値を通じて社会貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとしております。

・業務執行取締役：月例報酬と業績連動報酬で構成されます。月例報酬は、役員ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定した額を、毎月金銭で支給しております。業績連動報酬は、各事業年度の業績に応じて、年一回、原則として金銭で支給しております。

・非業務執行取締役および監査等委員である取締役：役員等に応じた一定額の月例報酬のみを、毎月金銭で支給しております。

なお、業績連動報酬については、当該連結会計年度の当期純利益と連動して算定し、これにより確定した支給額(ただし、総額1億円を上限とする)を監査等委員(社外取締役)の全員が当該決議に賛成している場合における取締役会決議により決定された場合に有効となり、当該連結会計年度にかかる定時株主総会終了後1ヵ月以内に支給しております。

### b. 業績連動報酬の決定方法

#### i) 総支給額

連結当期純利益がある場合において、業績連動報酬の総支給額控除前の連結当期純利益に0.75%を乗じて9.5百万円を加算したもの(ただし、1億円を上限とする。)とし、連結当期純損失の場合には支給しておりません。

#### ii) 個別支給額

以下の計算式により算定した額(千円未満切り捨て)としております。

個別支給額 = 総支給額 × (役員ポイント + 実績ポイント) / 対象となる業務執行取締役のポイントの総和

<役員ポイント>

代表取締役:4.0

取締役:3.5

<実績ポイント>

実績ポイント総計は5.0とし、当期における個別の業務執行取締役の業績実績を踏まえた個別割当案に対して、監査等委員(社外取締役)の全員が当該決議に賛成している場合における取締役会決議により決定された場合に有効となります。

個別支給額の限度額は下記の通りとしております。

<個別支給額の限度額>

代表取締役:10百万円

取締役:5百万円

## 【社外取締役のサポート体制】

総務部および内部監査室において、適宜必要な説明、情報提供等のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会を開催し業務執行に係る意思決定を行い、監査等委員である取締役がこれらに出席することにより経営監視を行っております。また、会計監査について、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は有限責任監査法人トーマツに所属する松村浩司氏および倉本和芳氏であり、独立の立場から会計に関する意見表明を受けています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等です。取締役は当社における重要な役割を果たしてきた実績及び今後の業務遂行可能性を勘案したうえで指名等を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような体制は、当社の業態や規模等を鑑み、意思決定の適正性、迅速性を確保し、また、適切な監査・監督機能を果たしうものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	発送日以降、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回以上説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明を行うIR資料を当社ホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当し、取締役総務部長がIR担当役員となっております。	
その他	アナリスト、機関投資家との不定期ミーティングを実施しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全の重要性を深く認識し、事業活動を通じて地域、地球環境の維持、向上に貢献するとの理念の下、ISO14001の認証を維持しつつ、環境マネジメントシステムの構築・運営を図っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制にかかる規定を取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に社内教育を行う。  
内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。  
法令上疑義のある行為等についても使用人が直接情報提供を行えるよう、部門を超えた意思疎通と情報伝達を全社的に奨励する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
社内規定に基づき取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は総務部が行うものとする。  
新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、各業務を担当する取締役はその目標達成のために各部門に具体的な目標および会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は当社グループ全員を招集する会議において繰返しコンプライアンスの重要性について周知を図るとともに、「組織・業務分掌規程」および「職制・職務権限規程」により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制を構築する。
6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、当該取締役は取締役会において執行状況を報告するほか、当社総務部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、子会社管理については、「関係会社管理規程」に基づく管理体制を構築する。
7. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の業務執行取締役等からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとするほか、その旨を当社グループの業務執行取締役および使用人に周知徹底する。
8. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制  
当社グループの取締役または使用人(子会社の監査役を含む)は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役の間の協議により決定する方法による。また、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、定期的に行われる取締役会開催の都度、監査等委員である取締役と業務執行取締役等との意見交換を行う。また、当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関し、毎年一定額の予算を設けるほか、監査等委員会の職務の執行に必要な費用について速やかに支払うものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することとし、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策の導入なし

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要(参考資料:「適時開示体制の概要(模式図)」)

#### 1. 適時開示に係る社内体制

当社は、内部者取引管理規則を定め、内部情報の管理、重要事実の公表等を行っており、この規程に基づいて重要情報の公表を行うとともに、重要事実が公表前に漏洩することを防止しております。

##### (1) 決定事実・発生事実の適時開示

当社の決定事実および発生事実については、適時開示情報となり得る会社情報を有する部門がIR担当取締役(情報管理責任者)に連絡し、情報管理責任者が適時開示の要否を確認するとともに、その指示のもと適時開示を行うこととしております。

当社の重要事項は、取締役会により決定します。情報管理責任者および各部署における情報管理者である各部門長が経営企画会議に出席することにより、情報管理を徹底できる体制と、リスクの発生事実に関する情報を情報管理責任者が入手できる体制を整備しています。また、取締役会決議事項のうち開示対象となる重要な決定事項は、当該取締役会終了後直ちに適時開示を行うこととしております。

子会社の決定事実・発生事実に係る情報については、当該子会社を担当する役員および所管部署長を通じて上記と同様の体制により適時開示を行います。

##### (2) 決算情報の適時開示

業績等については、経理グループが中心となって決算短信等の開示書類の案を作成し、取締役会において担当取締役からの付議を通じて決議または報告し、直ちに公表します。可能な限り早期に決算発表を行うべく最善の努力を払っており、決算期末後速やかに決算発表を行うよう努めています。業績予想(配当予想を含む。)については、決算の確定過程において、経理グループが、その変更に係る開示の要否を適宜検証しています。上記を含め、業績予想の変更に係る開示が必要となることが明らかな場合、取締役会決議を経て、適時開示を行うこととしております。

#### 2. 会社情報の適時開示に係る手続

これら適時開示を実施する過程においては、情報管理責任者による適法性確認に加えて、法務グループにおいてコンプライアンスの重複確認を行うことにより、法令等への適合性に係る牽制関係を確立した上で、法務グループにより開示手続きを行います。

会社情報の適時開示に係る具体的な手続は、法務グループにより、適時情報開示伝達システム(TDNet)を通じて開示するとともに、東京証券取引所兜俱樂部における資料投函、記者会見または当社ホームページへの掲載により開示しています。また、有価証券報告書、臨時報告書等については、金融庁により運営されているEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて関東財務局に提出することにより、開示しています。また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問合せについては、総務部を中心に対応しております。



(模式図)



